

# 物件調書

物件番号 1番

物件の状況 (土地2筆)	所 在	敦賀市鋳物師町		敦賀市鋳物師町
	地 番	1 2 0 6 番 1		1 2 0 7 番 1
	登記地目	原野		原野
	公簿面積	4 0 2 m <sup>2</sup>		7 4 3 m <sup>2</sup>
	実測面積	4 0 2 . 8 1 m <sup>2</sup>		7 4 3 . 9 1 m <sup>2</sup>
	実測面積合計	1, 1 4 6 . 7 2 m <sup>2</sup>		
最低売却価格	2 0, 2 3 2, 1 0 0 円			
接面道路の状況	東側：市道松島13号線（幅員3.5メートル） 舗装済み （幅員が4メートル未満のため、セットバックが必要）			
都市計画法等 の制限	都市計画区域	区域内（非線引き地域）	建ぺい率	6 0 / 1 0 0
	用途地域等	第1種中高層住居専用地域 建築基準法第22条区域	容積率	2 0 0 / 1 0 0
	一定規模以上の建築物（延床面積500m <sup>2</sup> 以上）の建築を伴う場合は、敦賀市土地利用調整条例の手続きを順守すること。開発事業を行う場合は、敦賀市中規模開発事業（区域面積1,000m <sup>2</sup> 以上）に該当するので、事前に敦賀市まちづくり推進課へ確認を要する。			
上水道及び下水道	<p>上水道の引き込みは、敷地内に1か所整備されており、長期間使用されていないが、使用できる。</p> <p>下水道は前面道路に本管が敷設されているが、敷地内への引込みはない。下水道を使用する場合は、公共下水道の使用にあたり受益者負担金（364,110円：公簿面積1m<sup>2</sup>あたり318円）の納付が必要となる。この場合、汚水枳の設置については敦賀市の負担により設置をするが、自身の都合により設置する場合は自己負担となるため、事前に敦賀市下水道課へ確認すること。</p>			
その他	<p>本物件は、過去、敦賀病院の職員住宅として使用され、その後、シルバー人材センター及びNHK局舎として使用されてきたが、解体後は未使用の土地である。本物件の敷地内には、土地境界と異なる形状のコンクリートブロック塀、周囲にネットフェンス、樹木も数本植生しており、電柱も設置されている。</p> <p>本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地「松原遺跡」に含まれるため、敦賀市文化・交流推進課に工事開始の60日前までに「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要となる。</p>			
位置図				